第２次
那覇市教育振興
基本計画

平成２８年度～平成３２年度

平成２８年３月
那覇市教育委員会

目　次

第１章　計画の策定にあたって
1　計画の背景及び趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　計画の位置づけ及び期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3　計画の施策体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
4　第１次計画の評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第２章　施策の具体的な展開
1　生涯学習の推進と地域の教育力の向上
（1）どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる　・・・・・・・・・・ 10
（2）どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる　・・・・・・・・ 15
2　子育て支援と就学前教育・保育
（1）家庭や子育てに夢を持てるまちをつくる　・・・・・・・・・・・・・ 19
3　子どもの視点に立った環境づくり
（1）生活リズムの確立を促し生きる力を育む　・・・・・・・・・・・・・ 23
（2）子どもたちが授業に集中できる環境を整備する　・・・・・・・・・・ 27
（3）地域と連携して青少年の健全育成を図る　・・・・・・・・・・・・・ 35
（4）教師の学ぶ機会を充実させる　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
（5）学校施設の補修・整備をすすめる　・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
4　文化の継承と発展
（1）伝統文化の保存と継承を図る　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

第３章　計画の推進にあたって
1　連携・協働の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
2　計画の進捗管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

表紙写真（上から）
・ひやみかち なはウォーク
・豆腐の月（公民館の地域連携事業）
・青少年健全育成綱引き大会
・識名園友遊会（公民館の地域連携事業）
・成人式

第１章　計画の策定にあたって

１　計画の背景及び趣旨

那覇市教育委員会は、「人間性豊かな人材の育成をめざす」という教育の基本理念のもと、人間尊重の精神を基底とし、郷土の自然と文化に誇りをもち、個性豊かで創造性・協調性に富む人材の育成を期して、教育施策を推進してきました。

平成 23 年 10 月には、「第 4 次那覇市総合計画」（平成 20 年度～平成 29 年度）のうち教育に関する部門計画となる「那覇市教育振興基本計画」（以下「第 1 次計画」という。）を策定し、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間、諸施策の推進に取り組んできました。

その間、沖縄県においては、平成 24 年 7 月、「沖縄県教育振興基本計画」（平成 24 年度～平成 33 年度）が、国においては、平成 25 年 6 月、「第 2 期教育振興基本計画」（平成 25 年度～平成 29 年度）が策定され、それぞれ新たな施策が展開されています。

こうした国・県の状況を踏まえ、那覇市教育委員会は、第 1 次計画を総括し、その成果と基本的な考え方を引き継ぐとともに、教育における不易と流行を見極めたうえで本市の実情に応じた施策を推進し、本市の教育のさらなる発展を目指すため「第 2 次那覇市教育振興基本計画」を策定することとしました。

２　計画の位置づけ及び期間

本計画は、本市の「教育の基本理念」のもと、「教育の目標」の実現に向けて、本市の教育に関する施策を体系的に示すものであると同時に、「第 4 次那覇市総合計画」に掲げる 6 つの都市像のうちのひとつ「子どもの笑顔あふれる、ゆたかな学習・文化都市」の教育に関する部門計画としても位置づけ、同計画を補完するものです。

策定にあたっては、教育基本法第 17 条第 2 項の規定（3 ページ「資料 1」）に基づき、国の「第 2 期教育振興基本計画」を参酌するとともに、「沖縄県教育振興基本計画」も参酌しています。

さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定（3 ページ「資料 2」）に基づき、平成 27 年 6 月に市長が策定した「那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱」や、本市における既存の計画等との整合性をとっています。

計画の期間は、国の「第 2 期教育振興基本計画」及び「沖縄県教育振興基本計画」の前期計画と同じ 5 年間とし、平成 28 年度から平成 32 年度までとします。

ただし、この期間の途中において、必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。

【 本計画と他の計画等の相関図 】

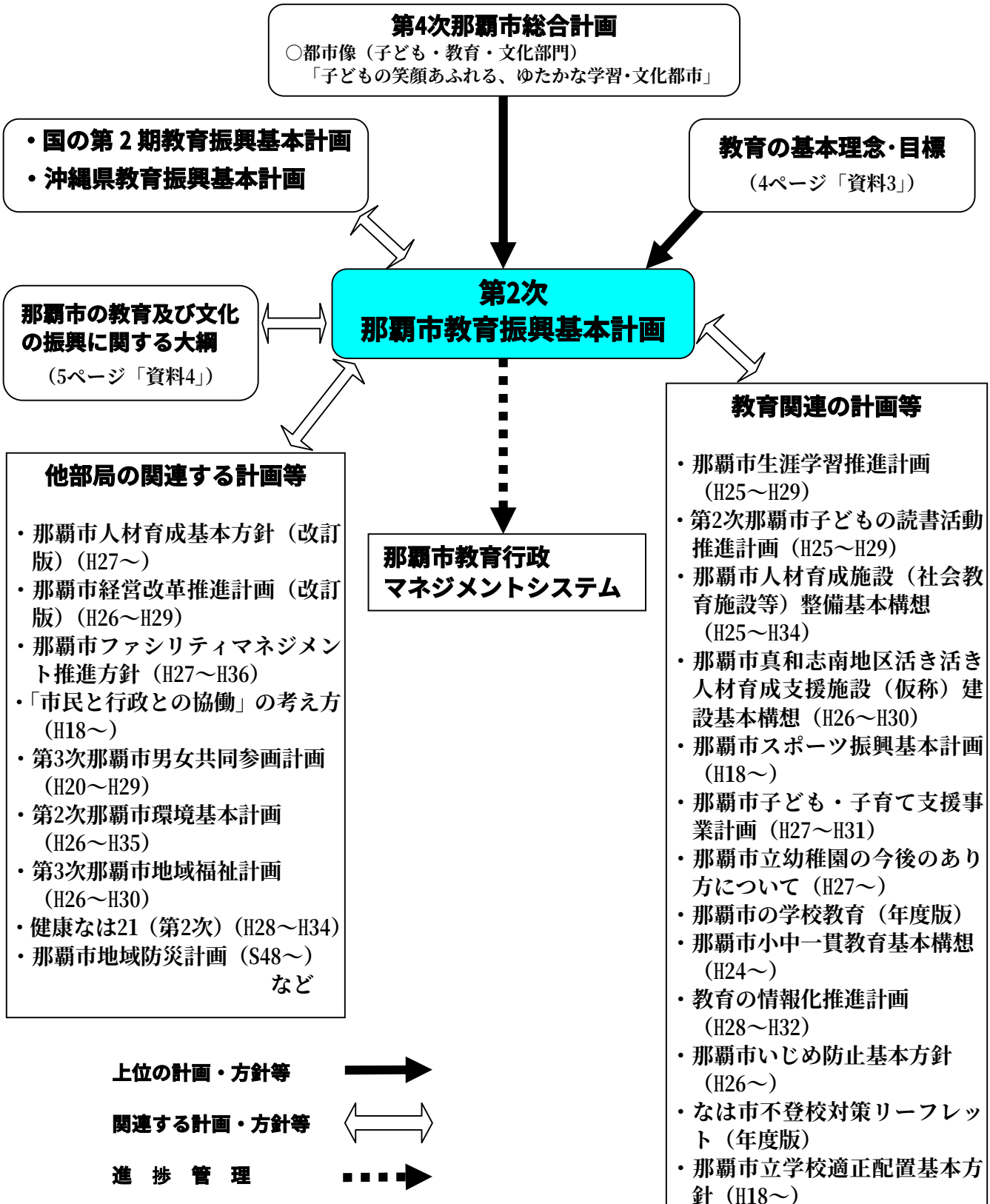

【資料１】

教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【資料２】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

第1条の3　地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

【資料３】

「教育の基本理念」（平成５年７月設定）

郷土の歴史と文化を活かし、「あけもどろの都市・なは」を拓く人間性豊かな人材の育成をめざして教育を推進する

私たちの祖先は、海と空へひらけた地理的立地条件や進取の精神と人情味あふれる国際性豊かな人間性を生かし、世界に誇れる沖縄独自の歴史と文化を創造してきた。

それらの精神は、過去の苦難に満ちた歴史的道程においても揺るぎなく発揮され、たくましい生命力と英知とたゆまざる努力により今日の復興と繁栄を築き上げてきた。

そして、それらは、隣人を大切にし、敬う「守礼の精神」や、互助・協調・連帯の「ゆいまーるの精神」を通して培われ、県民の特性として生きづいてきたのである。

那覇市教育委員会は、このような祖先のたくましく、豊かな人間性と苦難に立ち向かう不撓不屈の精神を継承し、『人間性豊かな人材の育成をめざす教育の推進』を基本理念として掲げ「あけもどろの都市・なは」を拓く担い手の育成をめざすものである。

※「あけもどろ」という言葉は、沖縄・奄美諸島に伝わる古代歌謡「おもろさうし」のなかで語られた言葉である。
この言葉は、南国の太陽が東の空に昇るとき、一瞬、色あざやかな光がうず巻状をなして織りなしてくる荘厳で雄大な光景をさしたもので、それを天空に輝く大きな花にたとえて、「あけもどろの花」とうたわれたものである。
「あけもどろの都市」は、融和と集合の美しいまち、未来への希望に輝く市民生活の理想郷として表現したものである。

「教育の目標」（平成５年７月設定）

那覇市教育委員会は、人間尊重の精神を基底とし、郷土の自然と文化に誇りをもち、個性豊かで創造性・協調性に富む人材の育成を期して、次のことを目標に教育施策を推進する。

○　進取の精神と自ら学ぶ意欲をもち、心豊かでたくましく、個性的かつ創造性あふれる幼児児童生徒の育成を図る。

○　平和で活力ある社会の形成者として、連帯と協調の精神を発揮し、郷土の文化の継承と発展に寄与する英知と創造に富んだ心身ともに健康な市民の育成を図る。

○　家庭・学校・地域社会の相互連携のもとに、社会の変化に主体的に対応し得る教育の方途を追求し、生涯学習社会の実現を図る。

【資料４】

那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱

那覇市は、人や地域の力のつながりを幾重にも重ねる「ひと　つなぐ　まち」の実践という市政運営の基本姿勢の下、子どもの笑顔があふれるまちの実現に向け、市長と教育委員会の連携・つながりにより、次のことを大綱として教育及び文化の振興に関する施策を推進します。

1　人間性豊かな人材の育成

学校・家庭・地域が連携してつながる協働体制の下、未来を担う子どもたちに夢と希望を与え、子どもたちの可能性を伸ばす環境を整えることにより、人間性豊かで創造性・協調性に富む自立した人材の育成を図ります。

2　協働による生涯学習のまちづくり

様々な市民や団体等がつながる協働による生涯学習の取り組みを推進し、その成果が社会に還元され、その社会が市民や団体等を育むという好循環を生み出し、全ての市民が生き甲斐を感じられる生涯学習のまちづくりを図ります。

3　子どもの育ちや子育て支援などの課題への対応

地域の人々や団体等をつなぐ「地域コミュニティの拠点」として学校を有効活用する取り組みを推進することにより、子どもの育ちや子育て支援などに関する本市の課題への対応を図ります。

4　スポーツ環境の整備

老若男女が広くスポーツに親しむ環境を整備し、健康長寿おきなわの復活へつなぐとともに、本市の立地条件を最大限に活用し、スポーツアイランド沖縄の中心的役割を担うためのまちづくりを図ります。

5　伝統文化の継承発展及び文化活動の支援

郷土の伝統文化を見つめ直し、その貴重な価値を守り、育て、継承発展させ未来へつなぐとともに、未来を担う若者を始めとする全ての世代の文化活動が活発に行われるまちづくりを図ります。

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第１条の 3 の規定に基づき定めるものです。

この大綱の期間は、平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間としますが、この期間の途中において、必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。

平成 27 年 6 月 12 日
那覇市長　城間　幹子

3　計画の施策体系　※都市像・政策・施策は、第４次那覇市総合計画と同じ

都市像　「子どもの笑顔あふれる、ゆたかな学習・文化都市」

政策	施策	具体的施策
生涯学習の推進と地域の教育力の向上	どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる	地域生活の課題等に関する学習プログラムの提供の充実
		学習情報の提供・相談の充実
		人材育成の充実
		ＮＰＯ、大学、企業等との連携強化
		生涯学習活動拠点の整備・充実
		地域コミュニティの拠点づくりに向けた学校施設開放の管理運営体制の構築
		家庭教育力の向上
	どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる	健康ウォーキング推進事業の充実
		市民のスポーツ・レクリエーションの機会提供
		児童生徒の体力・運動能力の向上
		快適なスポーツ環境の整備・充実
		那覇市スポーツ推進計画の策定
子育て支援と就学前教育・保育	家庭や子育てに夢を持てるまちをつくる	市立幼稚園の幼保連携型認定こども園化などの推進
		認定こども園運営における公私連携型の推進と公立型への経営資源の集約
		施設規模等に応じた認定こども園への移行
		就学前幼児教育の充実
子どもの視点に立った環境づくり	生活リズムの確立を促し生きる力を育む	ＰＴＡとの連携による生活リズム確立の促進
		携帯電話・スマートフォン利用実態の把握及び保護者等との連携による指導
		食育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康安全教育の充実
	子どもたちが授業に集中できる環境を整備する	学力向上の推進
		幼児教育と小学校教育の連携推進、小中一貫教育の推進に向けた計画及び実施
		子どもたちの精神的なケア体制の整備による不登校対策の充実
		防災教育、キャリア教育、人権教育、主権者教育、平和教育、ＩＣＴ教育等の充実
		特別支援教育に関する支援の充実

子どもの視点に立った環境づくり		ボランティアの活用による児童生徒への支援の充実
		子どもの貧困対策の推進
	地域と連携して青少年の健全育成を図る	安全・安心な居場所づくりと環境整備
		発達段階に応じた豊かな体験や学習機会の提供と社会参加の推進
		青少年団体等との連携及び子ども・若者支援ネットワークの充実
	教師の学ぶ機会を充実させる	教材研究の時間確保に向けた授業以外の負担軽減
		教師の研修機会の充実に向けた働きかけ
		大学や関係機関との連携の充実
	学校施設の補修・整備をすすめる	学校施設の維持管理や整備の強化及び長寿命化計画の策定
		学校施設の耐震化に向けた改築・改修
		借用校地の計画的な購入
		学校給食施設の計画的な整備
文化の継承と発展	伝統文化の保存と継承を図る	文化財の調査･指定の促進
		埋蔵文化財の保存・活用
		文化財情報の広報・周知及び文化財周辺開発情報の収集
		識名園、玉陵の保存・活用
		指定文化財の維持管理の充実
		指定文化財の修復・整備の促進
		無形文化財・無形民俗文化財の振興と保存継承の推進
		世界遺産･博物館の活用
		文化財の保存公開普及施設の整備･充実
		文化財の公開の促進

４　第１次計画の評価

第 1 次計画の進捗管理にあたっては、那覇市教育行政マネジメントシステム及び目標管理制度により毎年度、各施策の目標を設定し、達成状況を評価してきました。

第 1 次計画の最終年度である平成 27 年度には、これらの進捗管理等を踏まえ、各施策における具体的施策の取り組みの評価を行いました。

具体的施策は 55 件あり、そのうち、評価Ａ（計画どおり実施できた）は 24 件、評価Ｂ（概ね計画どおり実施できた）は 29 件、評価Ｃ（計画どおり実施できなかった）は 2 件でした。

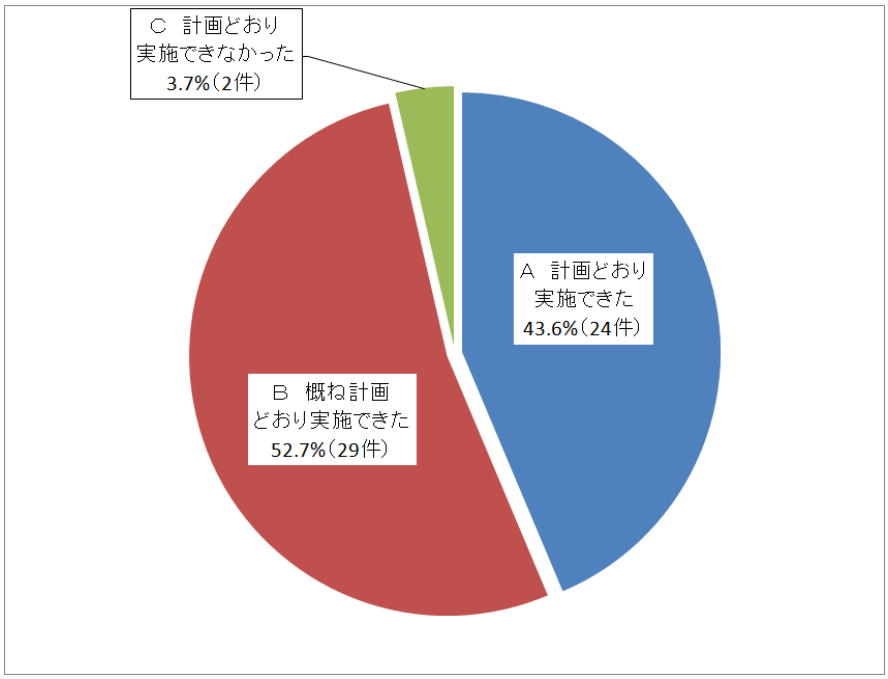

評価Ａの主な具体的施策

施策「どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる」

○具体的施策：様々な主体との連携・協働による生涯学習関連事業の充実

施策「家庭や子育てに夢を持てるまちをつくる」

○具体的施策：幼稚園・保育所の連携の促進

施策「生活リズムの確立を促し生きる力を育む」

○具体的施策：情報教育の充実

施策「子どもたちが授業に集中できる環境を整備する」

○具体的施策：小中一貫教育校の設置に向けた計画及び実施

施策「地域と連携して青少年の健全育成を図る」

○具体的施策：教育相談支援員の全小中学校への配置と活動時間・日数の充実

施策「教師の学ぶ機会を充実させる」
　　○具体的施策：他機関との連携

施策「学校施設の補修・整備をすすめる」
　　○具体的施策：給食調理場の計画的な整備

施策「伝統文化の保存と継承を図る」
　　○具体的施策：指定文化財の修復・整備の促進

評価Ｂの主な具体的施策

施策「どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる」
　　○具体的施策：学校と地域の連携、学校教育と社会教育の連携・融合の推進

施策「どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる」
　　○具体的施策：行政、学校、地域社会、スポーツ団体、企業等の連携推進

施策「家庭や子育てに夢を持てるまちをつくる」
　　○具体的施策：子育て支援機能の充実

施策「生活リズムの確立を促し生きる力を育む」
　　○具体的施策：生活リズムの確立を促す取り組み

施策「子どもたちが授業に集中できる環境を整備する」
　　○具体的施策：学校生活を楽しく送ることができる環境の醸成

施策「地域と連携して青少年の健全育成を図る」
　　○具体的施策：小学校区ごとの青少年支援ネットワーク構築と地域コミュニティの形成

施策「教師の学ぶ機会を充実させる」
　　○具体的施策：教師支援の仕組みの検討

施策「学校施設の補修・整備をすすめる」
　　○具体的施策：教育施設の整備・充実

施策「伝統文化の保存と継承を図る」
　　○具体的施策：埋蔵文化財の保存・活用

評価Ｃの具体的施策

施策「どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる」
　　○具体的施策：公民館、図書館、地域学校連携施設等の生涯学習活動拠点の整備

施策「伝統文化の保存と継承を図る」
　　○具体的施策：文化財の保存公開普及施設の整備･充実

第２章　施策の具体的な展開

１　生涯学習の推進と地域の教育力の向上

（１）どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる

現　状

近年、都市化や少子高齢化、情報化など急激な社会情勢の変化に伴い、人々の価値観やライフスタイルが多様化してきています。このような時代背景から、地域社会のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下が指摘されています。

一方、震災等を契機として、全国的にボランティアなどの社会貢献活動への関心が高まっており、本市でも多くの市民が協働大使の委嘱を受けるなど、市民の社会貢献活動の輪が広がりつつあります。

こうした状況の変化の中、本市においては平成 25 年 3 月、「那覇市生涯学習推進計画」（平成 25 年度～平成 29 年度）を策定し、学習プログラムや学習情報の提供の充実、生涯学習に関わる人材の育成や団体の支援、学校施設の開放の推進などを通して、協働による生涯学習のまちづくりに取り組んでいます。

課　題

①学習プログラムの研究・開発及び学習情報の提供・相談の充実

ア　本市では、社会教育施設を中心に生活（家庭生活・地域生活・職業生活・余暇生活）の課題に関する様々な学習プログラムを提供してきました。今後は、協働によるまちづくりの視点に立った学習プログラムの充実にさらに力を入れていく必要があります。

イ　学習情報の提供・相談の充実のためには、情報発信力を強化するとともに市民ニーズ及び必要な学習を学習プログラムに反映させていくためのシステムの構築が必要です。

②生涯学習推進のための人材育成及びＮＰＯ、大学、企業等との連携強化

市民の学習活動に対する支援を充実させるには、ＮＰＯ、大学、企業など様々な団体との連携が必要です。これらの団体との連携を強化するにあたり、行政職員には生涯学習に関する知識・技能に加え、コーディネート能力を高めることが求められています。

③生涯学習活動拠点の整備・充実

平成 25 年 7 月に策定した「那覇市人材育成施設（社会教育施設等）整備基本構想」（平成 25 年度～平成 34 年度）では、**＊全市的学習圏**には「生涯学習センター」、**＊中核的学習圏**には「公立公民館・図書館」、**＊基礎的学習圏**には「地域学校連携施設」の施設整備が求められています。

> **＊全市的学習圏** ⇒ 市全域を網羅した学習圏
> **＊中核的学習圏** ⇒ 市都市計画マスタープランに準じ、面積・人口・生活圏・交通網・地形等を考慮して市内を 9 つのブロックに区分した学習圏
> **＊基礎的学習圏** ⇒ 近隣住民の気軽で身近な学習の場で概ね小学校単位の学習圏

④地域コミュニティの拠点づくりに向けた学校施設開放の管理運営体制の再構築

本市では地域コミュニティの拠点として、身近な公共施設である学校施設の開放を推進していますが、開放施設の管理運営についても利用団体が主体的に関われるよう工夫していく必要があります。

⑤家庭教育力の向上

生涯学習の原点としての家庭教育は、子どもの人格を形成するうえで重要な役割を果たしています。社会全体で家庭教育を支援し、家庭教育力の向上をより一層推進していく必要があります。

具体的施策

①地域生活の課題等に関する学習プログラムの提供の充実

ア　生涯学習関係部局と連携して、地域生活の課題に関する学習プログラム（学級・講座等）の内容の充実を図り、市民の地域活動への関心及び**＊地域生活の課題**解決への意識を高めていきます。

> **＊地域生活の課題** ⇒ 地域生活における問題に対応する解決すべき事項
> 例：青少年育成 ⇒ 体験学習、異世代交流、不登校児童生徒への対応など
> 地域活性化 ⇒ まつり、伝統文化の発掘や継承など
> 地域社会問題 ⇒ 防災、ごみ減量化、地域内の清掃、独居老人世帯への対応など

イ　図書館においては、市民の読書活動を推進するために、地域の特性を生かした読書会、子ども向けのおはなし会、読み聞かせボランティア養成講座等の主催事業を開催します。

公民館講座「石嶺歴史ウォーキング」

読み聞かせボランティア養成講座

②学習情報の提供・相談の充実

ア　本市の生涯学習情報提供システムに、会員制交流サイト（ＳＮＳ）のツイッターやフェイスブックをリンクさせることにより、多くの市民に生涯学習に関する情報を伝えるとともに幅広い市民ニーズの把握に努め、学習情報の提供・相談機能の充実を図ります。

イ　図書館においては、図書館相互及び関係機関とのネットワークを活用して、利用者の学習・調査・研究を支援するために行う資料の検索・提供等（レファレンスサービス）の充実を図ります。

③人材育成の充実

ア　公民館職員を対象とした新任・現任職員研修や図書館職員専門研修（レファレンスサービスの対応能力向上等）を実施します。

イ　社会教育主事講習の受講や各種研修への参加を奨励し、職員の資質向上に努めます。

ウ　学級・講座の参加者に対して、サークル活動への移行や社会貢献活動につなげていくための支援を行っていきます。

公民館関係職員研修会

④ＮＰＯ、大学、企業等との連携強化

ア　公民館の管理運営に民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上を図るため、平成 27 年度から、繁多川公民館及び若狭公民館に指定管理者制度を導入しています。また、繁多川図書館業務の一部については、平成 17 年 4 月からＮＰＯ法人に委託しています。今後は他の公民館・図書館についても、指定管理者制度の導入や一部業務委託の実施を検討していきます。

イ　地域生活の課題の解決に向けて、先駆性・柔軟性を有するＮＰＯ、専門知識・技術を有する大学等の高等教育機関、社会貢献活動を行う企業、本市の協働大使の方々とのネットワークづくりに努めます。

繁多川公民館と真和志高校の連携事業
（高校生のデイサービス実習）

若狭公民館と学生団体の連携事業
（大学生による子どもの学習支援）

⑤生涯学習活動拠点の整備・充実

真和志南地区へ人材育成機能、ライブラリー機能、コミュニティ支援機能を備えた人材育成支援施設（仮称）の建設に取り組みます。生涯学習センター（仮称）等の社会教育施設の整備については、市の財政状況や他施設の整備との整合性を勘案しながら検討していきます。

⑥地域コミュニティの拠点づくりに向けた学校施設開放の管理運営体制の構築

ア　小中学校の地域学校連携施設を地域住民等に広く開放することにより、生涯学習を推進し、学校を拠点としたコミュニティづくりに努めます。

イ　学校施設開放の管理運営について、利用団体が主体的に関われるような体制を構築していきます。

⑦家庭教育力の向上

ア　赤ちゃんから思春期に至るまで人間の発達段階における特性を学び、子育て中の悩みを共有する機会を提供するなど、子育てに対する不安を軽減する事業を展開します。

イ　公民館主催による乳幼児学級、家庭教育学級、親子ふれあい教室など親子で楽しめる学習プログラムを提供して、より良い親子関係づくりに寄与していきます。

ウ　ＰＴＡなどの社会教育関係団体の活動支援や、地域と連携した「那覇市放課後子ども総合プラン」を推進するなかで、家庭教育力の向上を図ります。

子育て支援ブックスタート事業

図書館子育て応援コーナー

指標と目標

指標	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 30 年度)	目標 (平成 32 年度)
地域コミュニティづくりを支援する事業の実施数	32 件	34 件	36 件
真和志南地区活き活き人材育成支援施設（仮称）建設の進捗状況	建設基本構想策定	施設建設、開館	施設年間利用者数約 8 万人
地域学校連携施設における運営委員会の設置学校数	4 校(地域学校連携施設は 26 校)	10 校（地域学校連携施設は 27 校の予定）	15 校（地域学校連携施設は 30 校の予定）

（2）どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる

現　状

平成 24 年 3 月に国が策定した「スポーツ基本計画」（平成 24 年度～平成 28 年度）における今後 10 年間を見通した基本方針では、スポーツを実際に「する人」だけではなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦等スポーツを「観る人」、そして指導者やスポーツボランティアといった「支える（育てる）人」にも着目し、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えることとしており、あらゆる立場の視点でスポーツを推進する考えが示されています。

このような観点に基づく取り組みは、平成 27 年 10 月のスポーツ庁設置により、また、2020 年（平成 32 年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、ますます重要になってくると思われます。

一方、県内においては、長寿県・沖縄のブランドイメージが大きく揺らいでいるなか、「健康長寿おきなわ」の復活に向け、食生活の見直しなどに取り組むとともに、日常的な運動の習慣を身に付けることで健康増進を図ろうという機運が盛り上がっています。

本市においては、体力測定会、各種スポーツ教室及び健康ウォーキング大会「ひやみかち なはウォーク」などを開催し、市民の健康づくり、体力向上の推進を図っています。

また、市内の体育施設では、プロ野球のキャンプ・プロ野球公式戦等のスポーツイベントが開催され、市民がレベルの高いスポーツ競技を観ることのできる場の提供に取り組んでいます。

課　題

①健康づくりのためのきっかけづくり

生涯にわたる健康づくりのため、スポーツ・レクリエーションに対する市民の意識改革やきっかけづくりが必要です。

②市民の運動不足の解消

働き盛りや子育てで忙しい世代を中心に、スポーツ・レクリエーションから遠ざかる傾向にあり、運動不足等による体力の低下、生活習慣病の増加がみられます。市民の健康のために、スポーツ・レクリエーションに参加する機会を提供する取り組みが必要です。

③児童生徒の運動習慣の二極化

運動やスポーツに興味関心があり積極的に活動する児童生徒と、そうでない者との二極化が顕著となっています。より多くの児童生徒がスポーツに親しむための取り組みが必要です。

④スポーツ・レクリエーション環境の整備

市民が、スポーツ・レクリエーション活動に親しむには、身近な場所に施設・設備があり気軽に利用できる環境を整備することが必要です。

⑤スポーツ推進のための新たな計画の策定

本市では、これまで、「スポーツ振興法」に基づき「那覇市スポーツ振興基本計画」を策定し、スポーツの振興に取り組んできました。今後も、市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、障がい者スポーツも含め、様々な視点から新たな計画を策定する必要があります。

具体的施策

①健康ウォーキング推進事業の充実

市民一人ひとりの健康意識を高め、日常生活にウォーキングを取り入れるきっかけづくりの場として、「ウォーキング講座」や健康ウォーキング大会「ひやみかち なはウォーク」をより一層充実・発展させます。

ひやみかち なはウォーク

②市民のスポーツ・レクリエーションの機会提供

ア　市民の健康や体力、スポーツ・レクリエーションについての関心と意識を高めるため、「スポーツフェスティバル in なは」をさらに充実させ、参加者の増加を図ります。

イ　地域でのスポーツ活動を推進するため、またコミュニティづくりの一助として地域スポーツ教室を開催し、参加者の増加を図ります。

③児童生徒の体力・運動能力の向上

ア　学校をはじめ、地域の指導者や関係部署、那覇市スポーツ少年団など関係団体と連携をとり、ドッジボール大会やキンボール大会等の取り組みを通して児童生徒のスポーツ・レクリエーション活動を支援します。

イ　市内の幼稚園、小中学校、地域スポーツクラブなどを対象に、技術及び指導力に優れた「スポーツ専門指導員」を派遣し、高いレベルのスポーツを体感できる機会を提供し、個々の技術の向上、目的意識の高揚を図ります。

スポーツ専門指導員の派遣

④快適なスポーツ環境の整備・充実

ア　市民体育館、首里石嶺プール、漫湖公園市民庭球場及び奥武山体育施設等の既存施設の改修、改善を計画的に行い、市民の快適な利用に寄与します。また、プロスポーツや各種スポーツ競技大会等を誘致できるよう、各施設の機能強化を図ります。

イ　学校体育施設（体育館・武道場・運動場）については、今後も地域住民や各種サークル等に開放するとともに、利用団体が気軽に利用できる環境を整備します。

⑤那覇市スポーツ推進計画の策定

市民一人ひとりが、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、それぞれのライフステージでスポーツ・レクリエーションを楽しみ、健康で明るく生活ができるまちづくりを推進していくために、「那覇市スポーツ推進計画」の策定に努めます。

指標と目標

指標	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 30 年度)	目標 (平成 32 年度)
「ひやみかち なはウォーク」の参加者数	3,890 人	6,500 人	7,500 人
「スポーツフェスティバル in なは」の参加者数	1,226 人	1,500 人	1,550 人
社会体育施設の利用者数（※）	683,475 人 (平成 26 年度)	690,000 人	700,000 人

（※）社会体育施設：市民体育館、首里石嶺プール、漫湖公園市民庭球場、
奥武山野球場、奥武山屋内運動場、奥武山トレーニング室

奥武山野球場

２　子育て支援と就学前教育･保育

（１）家庭や子育てに夢を持てるまちをつくる

現　状

平成 27 年 4 月「子ども・子育て関連三法」が施行され、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）に基づく取り組みが全国的に開始されました。

新制度では、市町村を実施主体として、費用は社会全体で負担しながら地域の特性やニーズを踏まえ、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」へ取り組むことが求められています。

保育所待機児童の解消を喫緊の課題とする本市においても、市立幼稚園の**＊認定こども園**化の推進等、新制度の特徴を踏まえた「那覇市子ども・子育て支援事業計画」(以下「支援事業計画」という。)を平成 27 年 3 月に策定し、約 2,500 人余の保育定員の増員に注力しているところです（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度)。

具体的には、支援事業計画の目標を達成するとともに就学前の教育・保育の一層の充実を図るために、本市における就学前の教育・保育の中核を担う施設である市立幼稚園の整備・運営に関する基本方針「那覇市立幼稚園の今後のあり方について」を平成 27 年 7 月に策定し、全幼稚園の認定こども園への移行に着手したところです。

> **＊認定こども園** ⇒ 幼稚園と保育所の機能を併せ持つと同時に、地域子育て支援機能を有する施設で、午前中の教育時間の設定とともに、保育を必要とする子ども達に午後の保育を提供することができる施設である。さらに、地域における子育て支援を実施することとされており、子ども・子育て支援新制度においてその普及を図ることとされている施設である。認定こども園は保育所機能を有することから、給食の提供や早朝受入れ、午後の保育を実施することとなる。

課　題

①就学前教育・保育施設の整備

ア　全ての市民が子育てしやすい那覇市を実現するためには、就学前の子ども達のそれぞれの育ちに対応するとともに、保護者の多様なニーズに対応できる多様な受け皿があることが重要です。そのため就学前の教育・保育に関しては、多様な施設及び事業を整備し確保することが必要となります。

イ　市立幼稚園における幼稚園教育は、年齢的な制限がありますが、集団での切磋琢磨や異年齢の交流などを幼児教育に求める保護者が多くなっています。

ウ　市立幼稚園、保育所等の機能のあり方について検討し、適切な地域の幼児教育環境の整備を促進する必要があります。

②教育水準の維持向上

ア　市立幼稚園は、就学前の子どもたちの教育施設としての役割を果たしてきましたが、人間関係や地域とのつながりの希薄化、集団での切磋琢磨や異年齢の交流機会が減少するなど、子どもたちが育つ環境が大きく変化したことに伴い、市立幼稚園のあり方についても検討が必要とされています。

イ　幼児教育は、幼稚園や保育所、家庭、地域社会など幼児が生活する場で行われるべきとの認識のもと、教育活動の充実が図られる必要があります。

ウ　幼稚園と保育所の共通化が進んでいることから、幼稚園教育要領の趣旨や内容についての関係者の理解を深めることにより、0 歳から 6 歳までの発達を見通し、教育水準の維持向上を図る必要があります。

③子育て支援機能の充実

ア　市立幼稚園の教育課程終了後に行う午後の「預かり保育」は、平成 15 年度より開始し、平成 26 年度には全 36 園において実施しています。しかし、近年の女性の社会進出や就労形態の多様化等により、保育を要する園児が多く就園している本市（本県）独特の実情から、早朝受入や午後の預かり保育時間の延長、土曜保育に対するニーズが高まっています。また、春季休業期間中の保育に対するニーズも高い状況にあります。

イ　給食については、あめくみらい幼保園の 1 園で実施中ですが、他の市立幼稚園においても給食実施が求められています。

ウ　基本的生活習慣の定着など教育的効果が高く、子育て支援にも寄与する 3 年保育については、人的及び施設面での条件等から実施に至っていないため、地域における適切な幼児教育環境の整備を促進する必要があります。

具体的施策

①市立幼稚園の幼保連携型認定こども園化などの推進

ア　幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)は、現在の幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設であり、市立幼稚園の有する教育の高い質を維持しつつ、給食の提供や土曜保育などの保育所機能を有するとともに、さらには地域の子育て支援などの機能を備えることができます。**＊1 号認定、2 号認定又は 3 号認定**を受けた全ての子ども（0 歳～5 歳）を受け入れることが可能で、待機児童解消に資する汎用な施設として認定こども園を位置づけていることから、公立幼稚園については小学校併設タイプの認定こども園への移行を図っていきます。

＊1 号認定 ⇒ 満 3 歳以上で幼稚園教育を希望する場合（教育標準時間認定）
＊2 号認定 ⇒ 満 3 歳～5 歳で保育を必要とする場合（3 歳以上・保育認定）
＊3 号認定 ⇒ 3 歳未満で保育を必要とする場合（3 歳未満・保育認定）

イ　保育所及び幼稚園などの公私の既存の受け皿に加え、新規に設置が想定される認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業などに基づく施設など多様な施設整備への支援を推進していきます。

幼稚園の認定こども園移行のキックオフ宣言

②認定こども園運営における公私連携型の推進と公立型への経営資源の集約

「多様な主体との協働」という公私の役割分担の観点から、法令等により認められた社会福祉法人、学校法人及び株式会社などの多様な事業者との協働（民間活力の活用）によるものとして、「公私連携幼保連携型認定こども園」を推進します。公立型において現状の諸課題（給食、土曜保育、春休み保育及び 2 年保育の拡充、3 年保育の実施等）を解決するためには、本市の経営資源（人員・施設・予算）を集約し確保する必要があります。そのため、公私連携型への移行を推進するのと同時並行的に、公立型への人員等の経営資源の集約を行い、諸課題の解消を順次図っていきます。

③施設規模等に応じた認定こども園への移行

市立幼稚園の施設は、規模や増改築の必要性などの条件が園ごとに異なっていることから、現状の施設では、教室数などから 1 号認定及び 2 号認定のうち 4 歳児と 5 歳児のみを受け入れる認定こども園が多くなると想定されます。ただし施設によっては、3 歳児の受け入れや、1 号認定、2 号認定又は 3 号認定を受けた全ての子ども（0 歳～5 歳）を受け入れることも想定可能です。そのため、それぞれ園の施設等の条件に応じた移行を原則として、認定こども園へ移行していきます。

④就学前幼児教育の充実

市立幼稚園の認定こども園への移行の推進とあわせて、これまで幼稚園教育を通じて取り組んできた、保幼小連携の推進、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実、教員（保育教諭）の資質及び専門性の向上、子育て支援機能の充実及び家庭・地域社会の教育力の再生・向上についての取り組みの充実も図ります。

指標と目標

指標	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 30 年度)	目標 (平成 32 年度)
幼保連携型認定こども園（公私連携型）へ移行した幼稚園数	なし	12 園	18 園
幼保連携型認定こども園（公立型）へ移行した幼稚園数	なし	順次	18 園

※市立幼稚園は全 36 園（平成 27 年度）

３　子どもの視点に立った環境づくり

（１）生活リズムの確立を促し生きる力を育む

現　状

子どもたちが健やかに成長していくためには、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠が大切です。しかし、最近の子どもたちの中には、「よく食べて、よく動いて、よく寝る」という、子どもにとって必要不可欠な基本的生活習慣が身に付いていない子が多くいます。こうした基本的な生活習慣の乱れは、学習意欲や体力、気力低下の要因の一つとなっているものと考えられます。

このような状況の中、学校には、家庭・地域との連携協力のもと、子どもの基本的な生活習慣を形成し、確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成といった「生きる力」を育てることが求められています。

本市においては、生活習慣に関する調査を全ての幼稚園及び小中学校で実施し、保護者に対する啓発を図っており、保護者の意識も高まってきています。また、部活動の指導者等に対する研修会を実施して、望ましい運動のあり方と活動指針について共通理解を図り、活動終了時刻の共通実践を推進しています。

子どもたちの生活リズムを確立させ、生きる力を育むためには、今後とも保護者に対して基本的な生活習慣の重要性を啓発するとともに、学校と連携した取り組みを行うことが必要となります。

課　題

①家庭における子どもの生活リズムの確立

夜 10 時以降に就寝する幼稚園児の割合は 12.6%、夜 11 時以降に就寝する児童生徒の割合は、小学校低学年で 6%、小学校高学年で 13%、中学生で 47.1%となっています。また、朝食を摂らないことがある子どもの割合は、幼稚園児で 15%、小学生で 15.3%、中学生で 19.3%となっています。そのため、家庭においては、十分な睡眠をとり朝食を食べる習慣を早いうちから身に付けさせる必要があります。

就　寝　時　刻

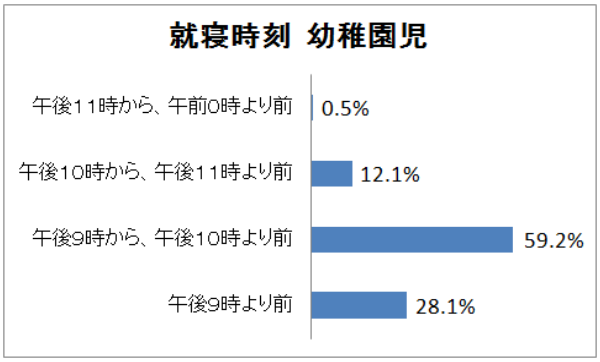

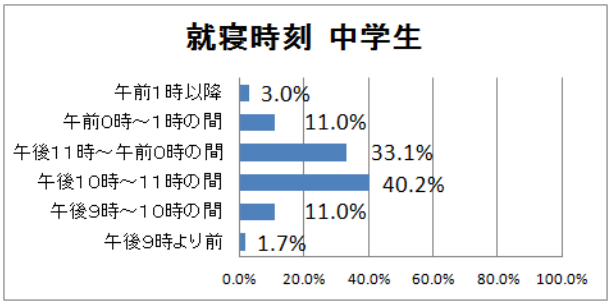

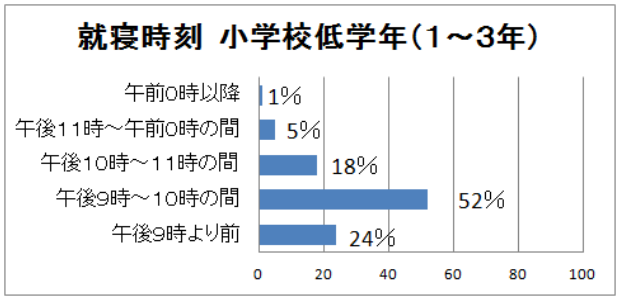

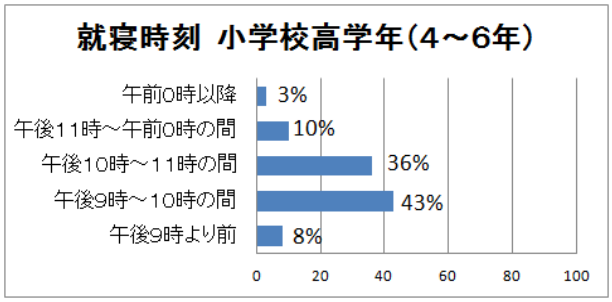

起　床　時　刻

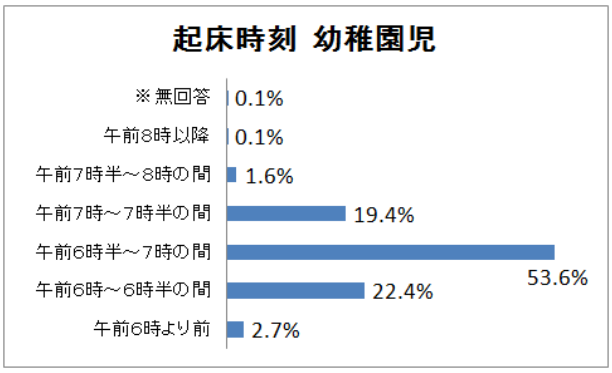

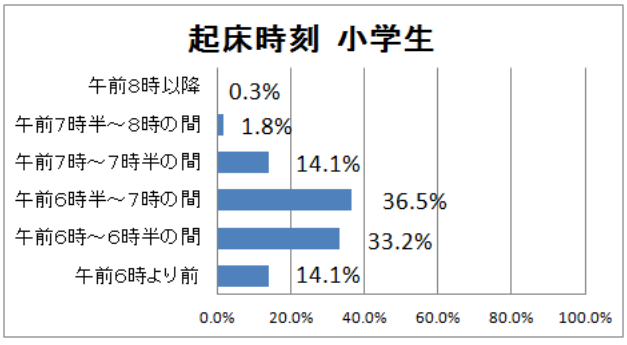

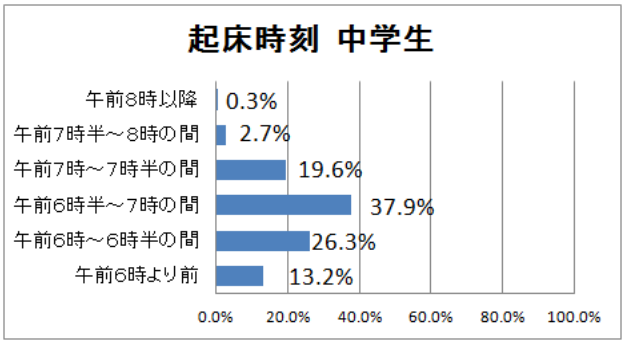

朝食摂取状況

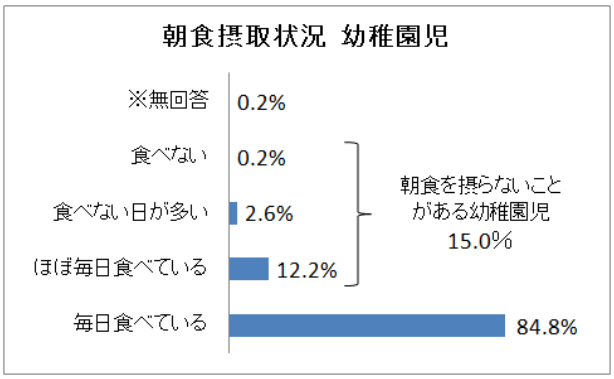

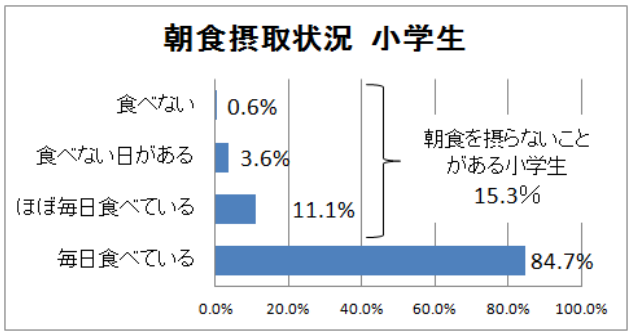

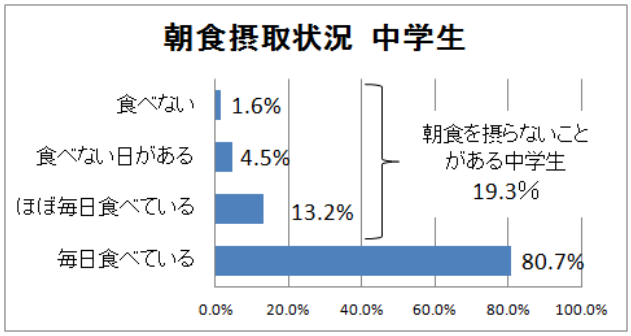

出典（幼稚園児）:「生活基本調査」（平成 27 年 5 月、那覇市子ども政策課）

（小中学生）:「生活習慣に関する調査」（平成 27 年 6 月、那覇市教育委員会）

②携帯電話・スマートフォン利用に関する保護者等との連携

児童生徒の携帯電話・スマートフォン利用については、生活リズムに与える影響が大きいことから、学校、保護者、市ＰＴＡ連合会、警察等が、相互に十分連携を取りながら対応することが必要です。

③食育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康安全教育

ア　児童生徒の健やかな成長のために、望ましい食習慣の確立を促す必要があります。

イ　喫煙や飲酒、薬物などの健康への影響についての理解を深めさせる指導が必要です。

具体的施策

①ＰＴＡとの連携による生活リズム確立の促進

ア　沖縄県教育委員会では、家庭での教育を中心に、地域・学校が連携して子どもの健やかな成長を目指す*「家（や）～なれ～運動」を実施しています。本市においても、ＰＴＡと連携して取り組み、食事・運動・睡眠のバランスの取れた生活リズムの

確立を促します。また、これに関連して、平成17年度から本市が取り組んでいる夜遊び防止のための「Ｇｏ家（ゴーヤー）運動」により、早めの帰宅を呼びかけていきます。

イ　本市が実施している基本的生活習慣に関する調査や他機関の実施する子どもの生活実態に関する調査の結果を分析し、効果的に活用していくことで基本的な生活リズムの確立に努めます。

> ＊**「家～なれ～運動」** ⇒ 家庭における「早寝、早起き、朝ごはん」に「運動」を加えた「食べて、動いて、よく寝よう」の実行、家庭内でのコミュニケーションやルールづくりなどについての取り組みのほか、地域や学校における取り組みを推進している。

②携帯電話・スマートフォン利用実態の把握及び保護者等との連携による指導

児童生徒の携帯電話・スマートフォン利用実態の把握に取り組みます。また、望ましい生活リズムの確立のために、その適切な利用のあり方について、学校、保護者、市ＰＴＡ連合会、警察等と連携して共通理解を図り指導に取り組みます。

③食育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康安全教育の充実

ア　学校では、子どもの健康を増進させるための「食に関する教育」の計画が立てられています。この計画の実行にあたっては、栄養教諭等との連携を図り、食の指導の充実に努めます。

イ　学校では、喫煙や飲酒による健康への影響について理解を深める指導が実施されています。この指導を継続するとともに、年々変化する薬物の実態を捉え、「薬物乱用防止教室」や保健体育の時間での指導等により、児童生徒への注意喚起に努めます。

指標と目標

指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成30年度)	目標 (平成32年度)
6時半までに起床する児童生徒の割合　①小学生 ②中学生	47.3% 39.5%	55% 45%	60% 50%
朝食を毎日摂取する児童生徒の割合　①小学生 ②中学生	84.7% 80.7%	87% 83%	90% 85%

※現状（平成27年度）：「生活習慣に関する調査」（平成27年6月、那覇市教育委員会）

（２）子どもたちが授業に集中できる環境を整備する

現　状

情報化社会の中で子どもたちを取り巻く環境の変化は著しく、また、このような多様な環境の変化の中で様々な課題が子どもたちに起きています。

具体的には、「小１プロブレム」や「中１ギャップ」といった、進学に伴う環境の変化に対する不適応の顕在化、様々な要因による不登校児童生徒の増加、発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を要する児童生徒の増加、子どもの貧困問題などが挙げられます。

本市においてもこのような課題がありますが、児童生徒が安心して楽しく学校生活を送れるように様々な取り組みを行っています。

中学校入学時における環境変化への不安から生じる学習意欲の低下、問題行動の増加などに対処するために、平成 24 年度に**＊「小中一貫教育」**のモデル事業をスタートし、各中学校区において年次的に導入しています。

学力向上については、「わかる授業」の実践に向けた取り組みにより、平成 27 年度の全国学力・学習状況調査において、本市小学校の平均正答率は、全国平均を上回ることができました。中学校においても全国平均との差を縮めてきています。

また、児童生徒のより良い学習環境を整備し、教育水準の維持向上を図るため、学校の適正配置を推進し、平成 24 年度には、安謝小学校と銘苅小学校の大規模化に対応するため、新たに天久小学校を開校しました。さらに、平成 26 年度には、久茂地小学校と前島小学校を統合し、新たに那覇小学校を開校しました。

不登校対策にも力を入れ、臨床心理士による教育相談などの取り組みを充実させ、平成 24 年度には、不登校児童生徒数が前年度比 141 人減と大幅に減少しましたが、全国平均と比べると依然として多い状況にあります。

子どもの貧困問題への対応としては、給食費、学用品費、修学旅行費等を援助する「就学援助制度」を実施しており、平成 24 年度からは、支援内容の充実のため「中学校の生徒会費」の援助も行っています。その一方、全児童生徒に占める就学援助受給者の比率は年々増加しており、平成 23 年度と平成 26 年度の比較では、小学校で 21.6%から 24.0%へ、中学校では 27.7%から 30.7%へ増加しています。

こうした現状を受けて、幼児児童生徒が安心して楽しく学べる環境づくりをさらに進めていくことが重要です。

＊小中一貫教育 ⇒ 義務教育 9 年間を連続した期間ととらえ、一貫性のある教育課程で、継続的計画的に学習指導、生活指導を行う教育。本市では、平成 24 年度にモデル事業を開始した後、平成 26 年度から 28 年度にかけて、全小中学校に導入。

課　題

①学力の向上

ア　平成 27 年度の全国学力・学習状況調査における本市と全国の平均正答率を比較すると、小学校では全ての教科で全国平均を上回っています。中学校では全国平均に近づきつつあります。今後も更に授業改善を図り、小学校では全国レベルを維持すること、中学校では全国レベルに引き上げることが求められています。

平成27年度　全国学力･学習状況調査結果

	小学校					中学校				
	国語A	国語B	算数A	算数B	理科	国語A	国語B	数学A	数学B	理科
全国平均正答率(%)	70.0	65.4	75.2	45.0	60.8	75.8	65.8	64.4	41.6	53.0
沖縄県平均正答率(%)	69.3	67.3	77.7	44.7	59.0	70.0	61.3	55.8	34.0	45.9
全国平均と那覇市との差(ポイント)	+2.6	+5.5	+5.0	+4.6	+1.5	−3.0	−1.4	−4.2	−4.7	−4.1

イ　沖縄県学力到達度調査（平成 26 年 12 月）において、本市の中学校英語平均正答率は 63.2%です。領域別でみると、聞く 81.1%、話す 71.7%、読む 55.0%、書く 51.1%となっており、読む、書く領域を継続的に強化する必要があります。

ウ　本市が実施している生活習慣に関する調査（平成 27 年 6 月）によると、児童生徒の家庭学習時間（学習塾での勉強を含む）は、小学生で 30 分未満が 10.9%、中学生で 1 時間未満が 35.0%となっています。家庭学習時間の増加・習慣化に向けた取り組みが必要です。

②小 1 プロブレム、中 1 ギャップへの対応

ア　幼児期の生活や遊びを通して学んだ力を小学校教育へ円滑に移行していくことが重要であり、集団の適応に関わる問題への対応等、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた「保幼小連携」のあり方を充実させ、小 1 プロブレムに対応する必要があります。

イ　中 1 ギャップの解消を目指し、平成 24 年度から小中一貫教育を実施しています。授業改善や生徒指導上の課題解決、教職員の交流による校種間の意識改革等が課題となっており、小中学校が、今後とも連携して取り組む必要があります。

③不登校児童生徒等への対応及び支援

ア　本市の小中学校における不登校率（児童生徒 100 人当たりの出現率）は、全国平均を上回っており、その減少に努める必要があります。特に、中学校生徒の不登校に占める遊び・非行傾向の割合が全国平均の約 3 倍あるため、その減少にも努める必要があります。

イ　沖縄県の青少年の補導件数（人口 1,000 人当たり）は全国ワースト 1 位であり、特に深夜徘徊による補導の割合が高い状況にあるため、その減少に努める必要があります。また、日中及び夜間の街頭指導・巡回で出会う子どもたちに寄り添い、声かけを行い、登校復帰につなげる必要があります。

ウ　本市の高校進学率は、全国平均より低い状況にあるため、特に、不登校生徒に対しては、高校進学につなげるための支援を強化する必要があります。

平成26年度の不登校率
（平成27年度学校基本調査）

	小学校	中学校
全　国	0.39%	2.76%
沖縄県	0.46%	3.20%
那覇市	0.46%	3.53%

※不登校の定義：「病気」や「経済的な理由」以外で、年間 30 日以上欠席していること
※不登校率：小中学校の児童生徒 100 人当たりの出現率（不登校人数／児童生徒数）

④防災教育、キャリア教育、人権教育、主権者教育、平和教育、ＩＣＴ教育等の充実

ア　安全・安心な学校づくりのため、不審者対応の取り組みに加え、火災・地震・津波を想定した防災教育を実施していますが、学校生活以外の場面でも災害に対応できるよう取り組む必要があります。

イ　キャリア教育の一環として各小学校、中学校で実施している職場見学や職場体験活動を充実させる必要があります。

ウ　学校の教育活動全体を通して、人権意識を高め、お互いの個性を尊重するよう促し、いじめ防止等に取り組む必要があります。

エ　平成 28 年 6 月から、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられます。今後は、児童生徒に対する主権者意識の醸成に向けた取り組みを充実させる必要があります。

オ　戦後 70 年以上を経て、戦争体験者である語り部の方が少なくなってきている現状において、今後の平和教育の充実を図る必要があります。

カ　ＩＣＴ教育の推進のため、電子黒板の整備やタブレット端末の導入を行っていますが、これらの効果的な活用についての研究を引き続き行う必要があります。

キ　道徳が「特別な教科」として、小学校では平成 30 年度から、中学校では平成 31 年度から、教科書に基づいて授業が行われることを受け、学習指導要領への対応が必要となります。

ク　本市では、平成 26 年度から「しまくとぅば」（沖縄の言葉）を継承・普及するための小冊子を作成し、児童生徒に配付しています。各学校では、この小冊子を活用して、「しまくとぅば」に慣れ親しむ教育活動を行っており、今後もこの取り組みを充実させていく必要があります。

⑤特別な支援を要する幼児児童生徒への対応

特別な支援を要する幼児児童生徒に対しては、個別の教育支援計画や指導計画の作成等、きめ細やかな指導や対応が必要です。

⑥多様な人材の活用による児童生徒への支援

学習面や生活指導面で支援を要する児童生徒が増えているため、これらの児童生徒

へ個別に対応できる人材を活用した支援が必要となっています。

⑦子どもの貧困問題への対応

経済的に困窮している世帯への支援にあたっては、市長事務部局や関係機関等と連携して取り組む必要があります。

具体的施策

①学力向上の推進

ア　基礎的・基本的な知識や技能を習得させ、思考力・判断力・表現力を育成するために、「わかる授業」づくりの実践に努めます。そのために、教育委員会による各学校への計画訪問の際、授業後の教科部会において助言し、また、学校からの要請に応じて、研究授業等に向けた指導案づくりや授業研究会での指導助言などを行うことで、教科部会の活性化を図ります。

イ　「初歩的な英語」を確実に使えるようにするため、読み書きの能力向上に取り組むとともに、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの 4 技能のバランスのとれた言語活動ができるよう指導方法を工夫し、スキルの習得を図ります。また、国際化が進む社会に対応できるよう、国際理解教育を推進します。

ウ　授業とリンクした宿題の与え方を工夫するとともに、保護者の理解と協力を得られるよう働きかけ、家庭学習時間の増加・習慣化を図ります。

②幼児教育と小学校教育の連携推進、小中一貫教育の推進に向けた計画及び実施

ア　幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、各地域の保育所、私立幼稚園等を含めた幼児教育の関係者と小学校等の関係者による「小学校区保幼小連絡会」の充実に取り組みます。

イ　平成 24 年度から実施している小中一貫教育を通して、児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばすとともに、確かな学力、豊かな人間性や社会性といった「生きる力」を育むことにより、中学校入学時の不安解消を図ります。

小中一貫教育の推進

中学校での英語授業体験

中学校の部活動見学

小中合同授業研究会

③子どもたちの精神的なケア体制の整備による不登校対策の充実

ア　小中学校の不登校問題と不登校への対応について協議する「不登校対策委員会」を設置し、「不登校・問題行動等の状況把握学校訪問」「不登校対策研修会」「なは市不登校対策リーフレット」などの不登校対策事業が有機的に機能するよう推進していきます。　【不登校対策委員会】

イ　不登校等の様々な悩みを持つ児童生徒、保護者及び教師に対して、臨床心理士等による教育相談及び支援を行い、登校復帰につなげていきます。さらに、教職員のメンタルヘルス相談、校内研修等への職員派遣も行います。　【相談室（はりゆん）】

ウ　心理的・情緒的不安定が要因で登校できない子どもたちに安心できる居場所を提供し、自主性や社会性の育成及び対人関係能力の向上を図り、学校適応を促進していきます。　【適応指導教室（あけもどろ学級）】

エ　遊び・非行傾向等で不登校となっている児童生徒に対して、体験活動等を通して日中の居場所を提供し、学校・社会への適応促進及び将来の社会的自立・自律に向けた支援を行っていきます。　【自立支援教室（きら星学級）】

オ　不登校児童生徒等の学習支援を行い、社会的適応を促します。また、過卒生で高校進学希望を抱いている青少年に対しては、高校入試に向けた学習支援を行うことで、社会的自立を促します。　【学習支援室（てぃんばう）】

カ　青少年の問題行動がよく見られる繁華街、公園、ゲームセンター、カラオケボックス、学校周辺の溜まり場等を巡回して、徘徊する青少年への「声かけ」を行い帰宅を促します。必要に応じて関係機関と連携を取って、非行の未然防止や早期対応を図り、深夜徘徊による青少年の補導件数減少につなげます。　【街頭指導（がいとう Polaris）】

キ　教育相談支援員を全小中学校に配置し、不登校及び不登校傾向の児童生徒や保護者の相談・支援に取り組みます。支援員を対象に研修会を実施し、不登校の現状、未然防止、対応等について、情報交換や助言を行います。【教育相談支援事業】

不登校対策事業における体験活動

調理体験（調理実習）

職場体験（福祉施設）

奉仕体験（清掃活動）

漁業体験（定置網）

④防災教育、キャリア教育、人権教育、主権者教育、平和教育、ＩＣＴ教育等の充実

ア　各幼稚園・小中学校において、不審者対策や火災・地震・津波時における防災体制や避難方法などに関する危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、地震・津波等を想定した防災訓練を実施することで、防災教育を充実していきます。また、どんな時どんな場所でも災害に対応できるような防災教育も実施していきます。

イ　保護者や地域、企業等に対してキャリア教育への理解を促進し、職場体験学習のフィードバックを行うなど、効果的に連携することでキャリア教育の充実を図り、主体的に生きることができる自立した社会人に向けての育成を図ります。

ウ　児童生徒の人権意識の高揚を図るとともに、全ての子どもが自分を大切にし、自分らしく生きるための教育の推進に努めます。また、「那覇市いじめ防止基本方針」に基づき、各小中学校での組織的取り組みを充実させ、いじめ防止の徹底を図ります。

エ　各学校において、社会科の学習をはじめ教育活動全体を通して主権者教育に取り組むことにより、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を育成します。

オ　平和教育担当者の研修会を計画的に実施するなかで、戦争体験者である語り部の方から体験談を聞くことや平和関連施設を見学することなどを通して、各学校における平和教育の充実を図ります。

カ　電子黒板やタブレット端末等の情報機器を整備するとともに、これらを効果的に活用するために教員の活用力を高め、教育活動全体を通してＩＣＴ教育の充実に努めます。

キ　道徳が「特別な教科」として、教科書に基づいて授業が行われるのを受け、学習指導要領の趣旨を生かした各種研修会の取り組みを充実させます。

ク　各学校において、「しまくとぅば」継承・普及のための小冊子を引き続き活用し、「しまくとぅば」を継承することの大切さを理解させ、学校内外での生活を通して「しまくとぅば」に慣れ親しませます。

⑤特別支援教育に関する支援の充実

特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援教育ヘルパーの活用や校内の支援体制の充実を図るとともに、全ての教師が、特別な支援を要する幼児児童生徒に適切に対応できる研修機会の充実を図ります。

⑥ボランティアの活用による児童生徒への支援の充実

学習面や生活指導面で支援を要する児童生徒に対して、退職教員の学校教育支援ボランティア団体や大学生の学習支援ボランティアを活用し、個に応じた支援の充実に取り組むことで学力の向上を図ります。

⑦子どもの貧困対策の推進

経済的に困窮している世帯への支援として、引き続き就学援助制度の周知を図り、支援を必要とする世帯が漏れなく制度を利用できるよう努めます。また、市長事務部局や関係機関等と連携しながら子どもの貧困対策を推進します。

指標と目標

指標	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 30 年度)	目標 (平成 32 年度)
全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との差（中学校国語）	A -3.0 ポイント B -1.4 ポイント	A -2.0 ポイント B -1.0 ポイント	A 0 ポイント B 0 ポイント （全国平均）
全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との差（中学校数学）	A -4.2 ポイント B -4.7 ポイント	A -2.0 ポイント B -2.0 ポイント	A 0 ポイント B 0 ポイント （全国平均）
小学校の不登校率	0.46% (平成 26 年度)	0.42%	0.40%
中学校の不登校率	3.53% (平成 26 年度)	3.00%	2.90%

（３）地域と連携して青少年の健全育成を図る

現　状

近年の情報社会の進展に伴い、青少年の多くが、スマートフォンやパソコン等を利用し、様々な情報を得るなどの利便性を享受しています。その半面、有害情報の氾濫、会員制交流サイト（ＳＮＳ）への誹謗中傷の書き込みによるいじめなどの弊害も現れ、健全な人間関係の構築に支障が出てきています。

また、地域自治会や子ども会等への加入率は、近年ますます低下傾向にあり、地域社会への帰属意識や関わりの希薄化が進み、子ども・若者の社会参加の機会が減少しています。さらに、青少年の親への依存が長期化し、社会的自立が遅れる傾向にあります。

一方で、地元の伝統文化を見直す機運が高まっており、若い世代の間でも三線やエイサー等の伝統芸能に取り組む機会が増えてきています。本市においても、子ども・若者が主体となった「旗頭フェスタ in なは」「なは青年祭」等が開催され、それらをきっかけに地域とのつながり・絆を深める試みも進められています。

また、「那覇市青少年育成総合施策」（平成 21 年度～平成 25 年度）の見直しを行い、平成 27 年 3 月、「なーふぁぬわらび・わかむん計画」（平成 27 年度～平成 31 年度）を新たに策定し、未来を担う子ども・若者の健やかな成長と自立への支援を推進しています。

課　題

①子ども・若者の健やかな成長のための支援

ア　これからの社会の主体となっていく子ども・若者が、安心して健やかに成長し、豊かな人間性や社会性を身に付けるためには、自然・文化・芸術・歴史などの様々な分野において体験や学習の機会を得るとともに、地域や社会に関わっていけるよう支援する必要があります。

イ　子ども・若者が自己を確立し、地域活動や社会に参加・参画し、自立していく力を獲得していくために、活動の場や機会を創ることが求められています。

②学校・家庭・地域及び関係機関が連携した取り組みの強化

子ども・若者を取り巻く様々な課題を解決するには、学校・家庭・地域や関係機関・ＮＰＯなどと連携を図り、個別的・継続的な支援体制を確立していくことが必要です。

③地域の青少年育成における多様な担い手の育成や活動支援

青少年団体や子ども・若者自身が地域活動の企画・運営に参画する経験は、子ども・若者の地域活動への関心を高めるとともに、地域活動の活性化につながります。この

ような状況を推進していくには、青少年団体や指導者・リーダー育成の支援が必要とされています。

具体的施策

①安全・安心な居場所づくりと環境整備

ア　本市では、放課後や週末等に、小学校の余裕教室や公立・自治公民館等を活用して放課後子ども教室を開設しています。勉強やスポーツ・文化活動、地域との交流活動などを行う当事業の開催教室数とその利用者数を増やすとともに、指導者を確保することで、子どもの健全育成と地域教育力の充実を図ります。

イ　全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後子ども教室は放課後児童クラブと連携を図り、同一の小学校内において運営・実施する「那覇市放課後子ども総合プラン」を推進します。

ウ　放課後子ども教室、旗頭フェスタ、子どもフェスタ等の開催を通して、子ども・若者が安心して活動できる環境や学び・体験・交流の活動拠点づくりを行います。

放課後子ども教室

旗頭フェスタ in なは

子どもフェスタ in なは

②発達段階に応じた豊かな体験や学習機会の提供と社会参加の推進

ア　希望あふれる、たくましい子ども・若者を育むため、発達段階に応じた豊かな体験や学習ができるよう、スポーツ・社会・集団・生活体験活動や自然・文化・芸術・歴史に触れる体験、地域の人と触れ合う活動等、多様な学習機会の提供を図ります。

イ　子ども・若者が自ら考え、社会に参加・参画できるよう、自主性や創造性、社会性の育成を図り、青少年の社会的自立を支援していきます（はたちの記念事業等）。当該事業の実施にあたっては、子ども・若者の意見や思いが反映されるよう、子ども・若者が参画できる方法を検討するとともに、青少年団体や指導者・リーダー育成の支援を推進していきます。

③青少年団体等との連携及び子ども・若者支援ネットワークの充実

ア　子ども・若者の地域活動への主体的な参加・参画を促進するため、また、青少年団体の機能の強化及び活動の充実を図るため、子ども・若者の育成・支援に関わる団体や関係機関との連携を推進します。

イ　地域ぐるみで子ども・若者の育成を推進するため、地域住民への参加意識の啓発、健全育成活動の充実、学校・家庭・地域の連携や学校教育における地域の人材活用などを図り、子ども・若者を支援するネットワークを充実させる施策を行います。

指標と目標

指標	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 30 年度)	目標 (平成 32 年度)
放課後子ども教室が設置されている小学校区	28 小学校区	33 小学校区	36 小学校区 （全小学校区）
旗頭フェスタ開催後の満足度が高かった参加校の割合	59.4% (平成 26 年度)	70.0%	80.0%
子どもフェスタ開催後に「他団体との交流が広がった」とする参加団体の割合	58.3% (平成 26 年度)	70.0%	80.0%

（４）教師の学ぶ機会を充実させる

現　状

平成 25 年度の中核市移行に伴い県から移譲された法定研修（初任者研修、教職 10 年経験者研修）を中心に、教職 2 年目研修（平成 27 年度から実施）、教職 5 年経験者研修等の経年研修を実施しています。また、研究主任研修会、道徳教育推進教師研修会、特別活動主任研修会も実施しています。本市の教育課題を踏まえた学習指導や生徒指導等に関する市独自の研修を実施し、本市の教師としての自覚を高めることに寄与しています。

一方、教師の仕事の内容は複雑化し、その量も増加してきており、より高度な専門知識や資質の向上が求められています。しかし、教師一人ひとりが、個人で教育の動向や学習指導法の最新の知見を得て、自らの教材研究や指導力を向上させるには限界があります。

そこで、＊**「ＮＡＲＡＥネット」**を活用し、琉球大学の先生方に、小中学校の校内研修や教育研究所の研修・講座の講師を務めてもらい、教師の資質向上、児童生徒の学力向上を図っています。また、教育研究所の指導主事等が琉球大学の学生に対して講話や講義を行い、教職に対する意識の高まりや意欲の向上に寄与しています。

> **＊ＮＡＲＡＥネット** ⇒ 那覇市教育委員会と琉球大学教育学部の連携事業で、相互に講座の講師派遣を行っているほか、小中学校への大学生の学習支援派遣を行っている。「ＮＡＲＡＥ」とは、Naha Association for Research Activities of Education の略語である。

課　題

①教材研究の時間の確保

教師は、日常の授業や校務のほか、部活動や生徒指導、保護者への対応等で業務が多忙化しています。教師が教材研究するための十分な時間の確保が必要です。

②教師の研修機会の充実

幼児児童生徒の確かな学力向上や豊かな心の育成を図るためには、教師自身が高い資質や能力を持ち、教育実践を行うことが必要となります。そのため、全ての教師に、授業力や指導力向上を目指した研修会への参加が求められていますが、週行事の会議や学校行事が多くあることから、研修への参加機会が少ない現状にあります。

③研修内容の見直し及び大学や関係機関との連携の充実

県から移譲された法定研修（初任者研修、教職 10 年経験者研修）やその他の研修について、本市の教育課題を踏まえて適宜内容を見直し、充実させていくことが必要と

なります。また、各種研修・講座等の実施にあたっては、大学や関係機関との連携をより一層充実させていく必要があります。

初任者研修

特別活動主任研修会

具体的施策

①教材研究の時間確保に向けた授業以外の負担軽減

教材研究の時間を確保するために、各学校における行事等の精選、会議の整理統合、部活動の適正な時間管理に取り組みます。また、生徒指導などの課題に対しては、関係機関との連携や学校全体としての組織的な対応を行うほか、部活動における外部人材の活用等によって、教師の負担感の軽減に努めます。さらに学年会、教科会の活性化でより良い授業づくりができる教材研究体制の構築を図ります。

②教師の研修機会の充実に向けた働きかけ

多くの教師が、授業力や指導力の向上のための研修会や講座等に参加できるようにするため、校長連絡協議会や教頭連絡会等において、研修の積極的な活用と教師の参加への配慮を依頼します。

③大学や関係機関との連携の充実

大学や関係機関との連携を図ることで、専門的人材の活用や社会体験研修の充実を図ります。ＮＡＲＡＥネットについては、校長連絡協議会や教頭連絡会等において事業の周知を行い、積極的な活用を促します。

ＮＡＲＡＥネット活用による校内研修

夏期パソコン活用実践講座

指標と目標

指標	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 30 年度)	目標 (平成 32 年度)
琉球大学の先生が校内研修の講師を務めた小中学校の延べ校数（ＮＡＲＡＥネット活用）	25 校	27 校	30 校
小中学校の校内研修の講師を務めた琉球大学の先生の延べ人数（ＮＡＲＡＥネット活用）	65 人	67 人	70 人

（５）学校施設の補修・整備をすすめる

現　状

学校施設は、幼児児童生徒の学習の場、生活の場であるとともに、地域の交流の場でもあります。さらには地震等災害時における地域の避難拠点としての役割も担っていることから、その安全性を確保することが求められています。

現状では、沖縄の本土復帰（昭和 47 年）の前後に建てられた校舎等の老朽化が目立ち、順次改築を進めているものの、**＊新耐震基準**に適合していない校舎などの棟数の割合が、小中学校で約 29%、幼稚園で約 18%残存しています（平成 27 年 3 月末現在）。

また、学校用地の一部は個人有地を賃借しており、昭和 58 年度から年次的に借用校地の購入を行っています。

なお、学校給食施設に関して、学校内で自校分を調理する単独調理場のうち老朽化した調理場については、建て替えによる小規模給食センター化を進めています。

> **＊新耐震基準** ⇒ 昭和 56 年の建築基準法の改正において示された、地震に対する建築物の新しい構造基準。これ以降に建築される建築物には、この基準に基づく設計・建築が義務付けられたが、法の改正前にすでに存在していた建築物の中には新耐震基準を満たさないもの（既存不適格建築物）も少なくなく、このような場合、改築や耐震化のための改修（補強）などの措置を講じることで建築物の安全性を高めることが要求される。

課　題

①学校施設の安全性確保のための補修や改築

ア　学校施設には常に安全性を確保することが求められています。そのため、学校施設の安全点検を強化し、危険性のある箇所の的確な把握に努め、適切な補修等を速やかに行う必要があります。

イ　補修だけでの安全性確保が困難な老朽校舎については、早急な改築が望まれます。

②新耐震基準に適合させるための学校施設の計画的な改築・改修

ア　これまで、新耐震基準の適用以前に建設された校舎等の改築事業を年次的に推進してきましたが、新耐震基準に適合していない校舎等が、小中学校で全 237 棟中 70 棟、幼稚園で全 34 棟中 6 棟あります（平成 27 年 3 月末現在）。

イ　全ての老朽校舎等の耐震化による「安全・安心な学校づくり」を早急に行うために、改築事業の推進に加え、既存校舎の耐震改修(耐震補強)事業も並行して取り組む必要があります。

③借用校地の購入

平成 27 年 3 月末現在、小学校 10 校、中学校 5 校の用地の一部に個人有地があるため賃借料を支払っており、その合計面積は約 3 万 8 千㎡です。これは、当該 15 小中学校用地面積の約 14.4%、全 53 小中学校用地面積の約 4%にあたります。賃借料に係る市の財政負担軽減及び学校施設の管理の安定化のためには、今後も個人有地の購入を継続していく必要があります。

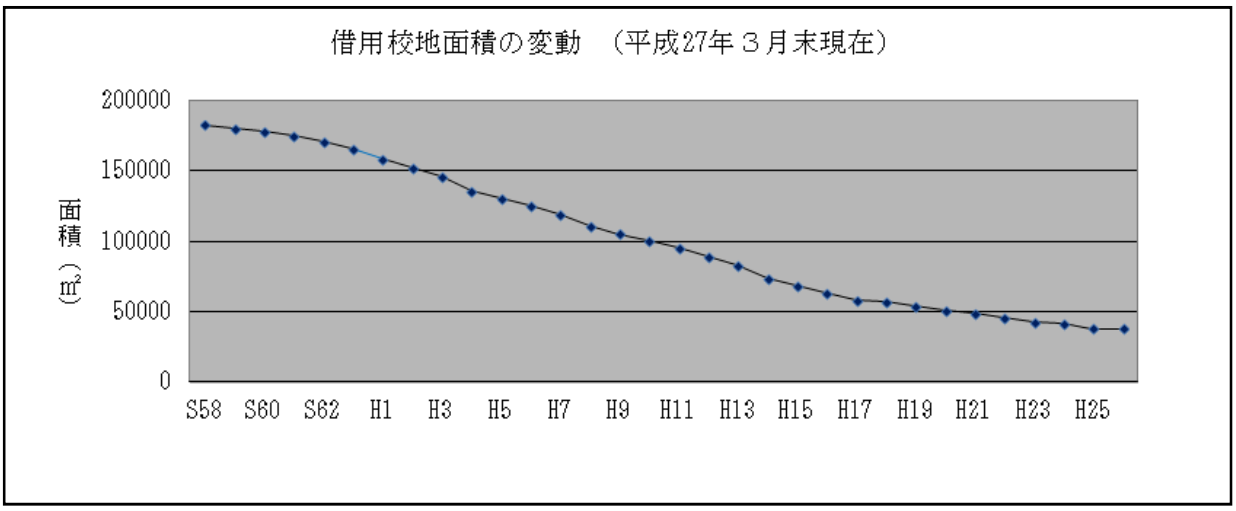

④老朽化した学校給食施設の整備

ア　本市の学校給食は、学校内で自校分を調理する単独調理場（16 校）と、2 校から 10 校分程度を調理する学校給食センター（10 か所）で担当していますが、単独調理場の多くは老朽化が進んでいるため、調理場施設整備を計画的に行い、安全・安心な給食調理と提供に万全を期す必要があります。

イ　首里、小禄、真和志の大規模学校給食センターについても老朽化が進んでおり、単独調理場同様、今後の計画的な改修整備が課題となっています。

※学校給食施設の状況（平成 27 年 8 月 1 日現在）

施設名	築年数	施設数	学校名・センター名
単独調理場	40 年超	2	壺屋小、開南小
	30 年超	4	高良小、上間小、那覇小、首里中
	20 年超	8	城西小、真嘉比小、泊小、松川小、真和志小、与儀小、金城小、曙小
	10 年超	2	識名小、松島小
学校給食センター	30 年超	2	真和志学校給食センター、城岳学校給食センター
	20 年超	2	首里学校給食センター、小禄学校給食センター
	10 年超	1	神原学校給食センター

具体的施策

①学校施設の維持管理や整備の強化及び長寿命化計画の策定

ア　学校施設の安全点検を日常的に実施し、安全性確保のための修繕を速やかに行います。修繕にあたっては、各学校との連絡調整を密に行い、緊急性の高いものについては、優先的に実施します。また、小規模修繕等については、環境整備員の派遣により迅速に対応します。

イ　学校施設を長期にわたって快適に使用できるよう、建物の適切な維持管理に努めます。また、周辺地域や自然環境などに配慮しながら、多様化する学習形態に対応した、潤いのある快適な教育環境づくりのための学校施設整備に取り組みます。

ウ　「学校施設の長寿命化計画」を策定し、学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び各年度における予算の平準化に取り組むとともに、学校施設に求められる機能・性能の確保との両立を図ります。

②学校施設の耐震化に向けた改築・改修

ア　学校施設の整備にあたっては、本市の財政計画や上位計画との整合性を図りながら、全ての老朽校舎等の耐震化に向けた年次的な改築・改修事業を検討します。

改築・耐震改修工事を予定している事業（平成 27 年 9 月末現在）

- 平成 28 年度
  - 耐震化事業（2 校）
- 平成 28 年度～平成 29 年度
  - 城西小学校屋内運動場改築
  - 城北中学校屋内運動場及び水泳プール改築
  - 真和志中学校校舎改築
- 平成 29 年度
  - 耐震化事業（2 校）
- 平成 29 年度～平成 30 年度
  - 高良小学校校舎及び水泳プール改築
  - 上間小学校屋内運動場改築
  - 鏡原中学校屋内運動場及び水泳プール改築

イ　幼稚園園舎の改築等については、幼稚園を年次的に認定こども園へ移行する計画との関連があるため、関係部署と調整・検討を進めていきます。

③借用校地の計画的な購入

毎年度、地主の意向及び市の財政状況を踏まえながら借用校地を購入し、段階的に借用校地を減らしていきます。

④学校給食施設の計画的な整備

老朽化した単独調理場を順次建て替え、自校分を含む 2 校または 3 校分の給食調理を行う新たな小規模学校給食センターとして整備を進めていきます。整備にあたっては、本市の財政計画等との整合性をとりながら、年次的に事業を実施します。

小規模学校給食センター整備の工事を予定している事業(平成 27 年 9 月末現在)

・平成 29 年度～平成 30 年度

高良学校給食センター（高良小と小禄中を担当）

指標と目標

指標	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 30 年度)	目標 (平成 32 年度)
新耐震基準に適合する校舎などの棟数の割合（小中学校）	71%	90%	97%
借用校地の面積	38,000 ㎡	34,000 ㎡	32,000 ㎡

大名小学校校舎改築（平成 27 年 4 月 20 日完成）

４　文化の継承と発展

（１）伝統文化の保存と継承を図る

現　状

本市は、琉球王府のもとに築かれた王朝文化や、庶民の営みから生まれた生活感あふれる習俗など、ゆたかな文化を受け継いできました。

第二次世界大戦の末期に行われた沖縄戦により、有形無形の多くの文化財が失われましたが、市民のたゆまぬ努力により徐々に文化財が復興し、2000 年（平成 12 年）には本市に所在する「識名園」「玉陵（たまうどぅん）」「園比屋武御嶽石門（そのひゃんうたきいしもん）」「首里城跡」が「琉球王国のグスク及び関連遺産群」としてユネスコの世界遺産に登録されました。

本市では、「識名園」などの世界遺産や指定文化財、県内唯一の国宝を所蔵展示する「歴史博物館」、壺屋焼をはじめとする沖縄の焼物を紹介する「壺屋焼物博物館」などの文化施設等の整備及び展示資料等の充実を図り、多くの方に那覇の歴史や伝統文化に触れる機会を提供しています。

郷土の歴史や伝統文化等の価値を正しく理解し、歴史遺産と伝統文化を継承・発展させていこうという市民の要求は、地域に対する誇りや愛着を深め、文化的な豊かさを求める意識とあいまって一層の高まりをみせています。

課　題

①文化財の保護

ア　本市には、世界遺産や国指定文化財のほか、県・市指定文化財 171 件が所在しています（平成 27 年 5 月現在）。これらの文化財の保存整備計画を策定し、適切かつ充実した文化財行政を展開する必要があります。そのためには、それに対応できる人材の確保や定期的な研修の実施など、専門職員の資質向上のための取り組みが必要です。

イ　近年、発掘調査の件数増加に伴い収蔵物も増加しているため、これらを 6 か所に分散し収蔵している状況です。発掘調査に伴う資料整理を迅速に行い、かつ、埋蔵文化財の市民への公開及び活用を図るには、そのための場所や人材の確保が必要です。

那覇市内指定等文化財件数一覧																								（平成27年5月現在）
	有形文化財（83件）												無形文化財（12件）				民俗文化財（16件）			記念物（52件）			選定保存技術	登録有形文化財	国県市別計
	建造物（14件）					美術工芸品（69件）							芸能	工芸技術	空手・古武術	選択	有形	無形	選択	史跡	（特別名勝含む）	天然記念物			
	寺院建築	城郭建築	橋梁	住宅	その他	絵画	彫刻	工芸品	書跡	典籍	古文書	歴史資料													
国			2	1	4			2		2	1	3	3	2		1			2	5	4	2	2	6	42
県	1	1	3		1	7	7	32	4	2	3	3	1	3	1				1	8	1	1			80
市					1			1			2			1			3	10		28	2	1			49
計	1	1	5	1	6	7	7	35	4	4	6	6	4	6	1	1	3	10	3	41	7	4	2	6	171

②文化財の整備・公開、学術研究への展開

ア　所有者個人では十分な保護ができない文化財については、それを公有化し、修復整備を行い保存・活用を図ることも必要です。

イ　本市の貴重な文化遺産や歴史ある地域資源について、積極的な活用を図るためには、大学や研究機関などと連携した調査、研究を行っていくことも必要です。

③伝統文化の継承・発展

ア　技能保持者の研鑽及び伝承者育成の機会の提供や、市民がそれらの伝統文化に触れる機会を充実させることが必要です。

イ　無形の文化財は、人から人へ継承される文化的所産です。しかし、近年の著しい社会変化の中で、次世代に継承することは極めて困難であり、多大な努力を要します。地域の伝統文化、伝統行事に触れる機会の提供に努め、その技を広く知ってもらうことが必要です。

④文化財を活かしたまちづくり

ア　文化財の安全性と歴史的景観の調和を図る必要があります。

イ　文化財と周辺環境の連続性を保つためには、文化財をとりまく周辺の整備が必要です。また、地域に点在し、相互に関連し合う文化財を文化財群として捉え、関係機関と連携してハード、ソフト両面から総合的に保存・活用することにより、「文化財を活かしたまちづくり」に資することが必要です。

⑤市民の学習・研究・自己啓発活動への支援の充実

ア　児童生徒が身近にある文化財や博物館を利用し、郷土の歴史文化への理解と関

心を深めていくためには、文化財課と学校が、学習の課題や情報を共有し連携していくことが必要です。

イ　文化財や博物館を、地域の身近な生涯学習の場としての活用を促進するために、他の社会教育機関や地域団体等との連携をさらに進めていくことが必要です。

具体的施策

①文化財の調査・指定の促進

未指定文化財である「県庁・警察部壕（史跡）」「三重城（史跡）」「キバナノヒメユリ(天然記念物)」を市指定文化財に、県指定記念物「弁ヶ嶽（史跡）」を国の指定にするため、調査等を促進します。その他の未指定文化財についても調査・検討を進め、文化財の保存・活用を図ります。

②埋蔵文化財の保存・活用

ア　発掘調査によって、記録を保存し沖縄の歴史・文化を後世に伝えていきます。

イ　埋蔵文化財の解説会や展示会において、発掘調査現場、出土品を市民に紹介し、埋蔵文化財の保存・活用を図ります。

埋蔵文化財解説会（ナイクブ古墓群）

③文化財情報の広報・周知及び文化財周辺開発情報の収集

ア　文化財要覧、歴史散歩マップ、昔話、玉陵ガイドブック等を提供し、市民の文化財探索や学習に役立てます。

イ　博物館の展示会で作成する解説図録の配布等を通して、市民の歴史・文化に対する理解を深め、生涯学習としての市民の知的探求の満足度を高めます。

ウ　歴史文化講座の開催や史跡めぐりなど、市民がより歴史文化に親しむための機会の充実を図ります。

企画展解説図録（歴史博物館）

壺屋地域めぐり（壺屋焼物博物館）

④識名園、玉陵の保存・活用

世界遺産である国指定特別名勝「識名園」、国指定重要文化財・史跡「玉陵」の保存活用計画の策定に努めます。

⑤指定文化財の維持管理の充実

指定文化財の定期清掃を業者委託するほか、地域の自治会やＮＰＯ団体にも委託することで、地域住民が文化財に親しみ、関心をもち、誇りに思う地域づくりを推進します。

⑥指定文化財の修復・整備の促進

ア　国宝「琉球国王尚家関係資料」修理事業を継続します。

琉球国王尚家関係資料（修理の様子）

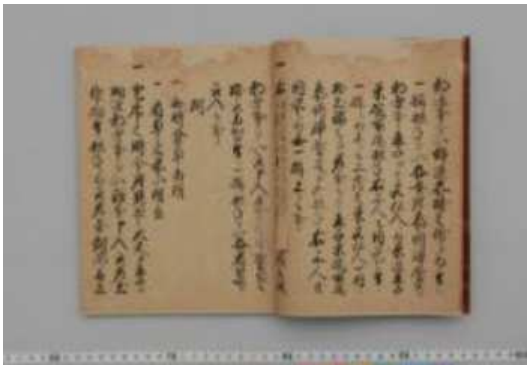

琉球国王尚家関係資料（修理完了）

イ　指定文化財について、民間所有文化財の保存修理への補助や、市所有文化財の保存修理を計画的に進めていきます。また、県指定史跡・名勝「首里金城町石畳道」の修復を継続的に行っていきます。保存整備事業としては、国指定特別名勝「識名園」、国指定名勝「伊江殿内庭園（いえどぅんちていえん）」、国指定重要文化財「新垣家住宅」の整備促進、公開活用を図ります。

⑦無形文化財・無形民俗文化財の振興と保存継承の推進

無形文化財・無形民俗文化財の保存継承が円滑に進められるよう、保存継承のための指導助言や助成金の情報提供などを積極的に行っていきます。

⑧世界遺産･博物館の活用

ア　世界遺産解説会を定期に実施するとともに、内容の充実を図り、市民や観光客などの文化的意識の向上を図ります。

イ　近年増加している諸外国からの来訪者に対応するため、博物館資料解説の多言語化や外国語に対応できるボランティアガイドの養成等を検討します。

ウ　識名園、玉陵、歴史博物館、壺屋焼物博物館を定例的に無料公開し（こどもの日、なはの日、敬老の日、文化の日等）、文化遺産への理解と普及に努めます。

⑨文化財の保存公開普及施設の整備･充実

発掘された文化財の成果を迅速に公開する保存公開普及施設の整備・充実を図るため、「埋蔵文化財センター」の建設について検討していきます。

⑩文化財の公開の促進

ア　案内親方・識名里主などのボランティアガイドの育成と活用を図ります。

イ　壺屋焼物博物館友の会、壺屋焼物博物館ボランティアとの連携を図ります。

ウ　ホームページを活用した文化財の紹介を行います。

エ　歴史博物館、壺屋焼物博物館等を活用し、本市の所有する国宝である「琉球国王尚家関係資料」をはじめ沖縄の美術工芸品など、貴重な文化財を継続して展示・公開します。

オ　市内小中学校と連携し、博物館見学や出前こども博物館事業などの実施により児童生徒が伝統文化を学習・体験する機会の増加を促進します。

カ　文化財課の学芸員、専門職員等により、歴史文化に関する幅広い調査研究を行い、その成果を展示や紀要刊行など様々な活動で市民に還元します。

キ　各種割引制度の導入や那覇市観光協会等との連携を図るなど、本市文化施設等への誘客活動を強化し、より多くの方に本市の歴史や伝統文化に触れる機会を提供します。

指標と目標

指標	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 30 年度)	目標 (平成 32 年度)
識名園・玉陵・歴史博物館・壺屋焼物博物館における小中学生、高校生及び大学生の入場者数	12,700 人	13,000 人	13,500 人 (※)
国宝「琉球国王尚家関係資料」修理事業における修理完了冊数 （全 1,166 冊）	198 冊	250 冊	270 冊
伊江殿内庭園保存整備事業の進捗状況	発掘・測量調査	庭園主庭部整備	便益施設整備
埋蔵文化財の解説会及び展示会の開催数	3 回	3 回	3 回

（※）13,500 人：平成 27 年 6 月における市内の 7 歳～22 歳人口の 25%

第３章　計画の推進にあたって

１　連携・協働の推進

教育委員会は、これまで以上に学校、家庭、地域及び関係団体（企業、大学、ＮＰＯ、自治会、ＰＴＡなど）との連携・協働を図り、本計画の推進に努めていきます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、平成 27 年度、教育委員会と市長が教育施策に関する意思疎通を深めるための「那覇市総合教育会議」が設置されました。平成 27 年 6 月には、同会議で協議及び調整を行い、教育委員会と市長が教育施策の方向性を共有し、連携して施策を推進するための「那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱」が策定されました。

今後、教育委員会は市長との連携をさらに強め、教育施策の効果をより一層高めていきます。

２　計画の進捗管理

教育委員会は、那覇市教育行政マネジメントシステムを活用して、計画の具体的施策に係る毎年度の目標を設定し、ＰＤＣＡサイクルにより適切に進捗管理していきます。

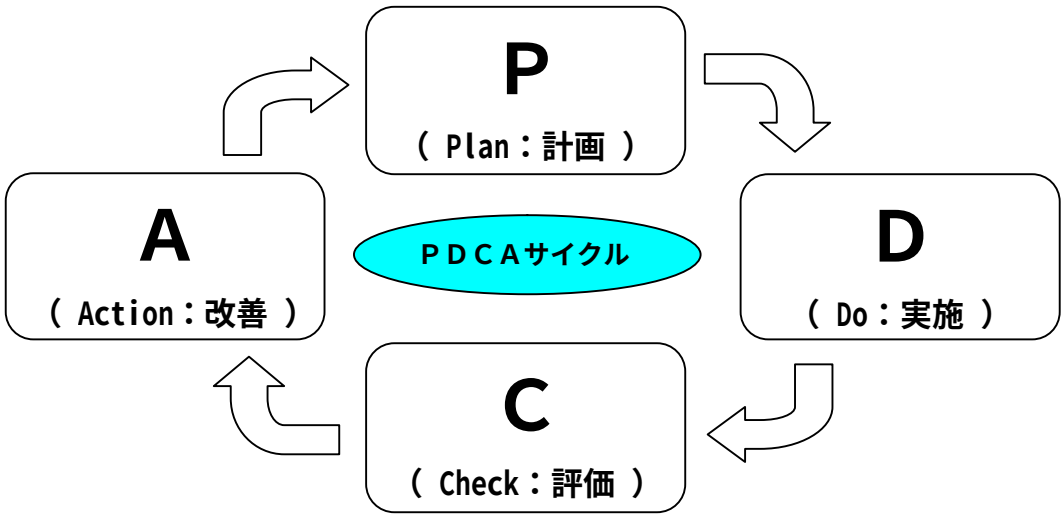

第２次那覇市教育振興基本計画

策定：平成 28 年 3 月
発行：那覇市教育委員会　生涯学習部　総務課
〒900-8553　那覇市泉崎１丁目１番１号
TEL 098-917-3500